

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、4月に入り、全国では緊急事態宣言の解除後、最多となる新規感染者数が確認され、変異株による影響が懸念されているところです。本県においても、4月の10代以下の感染者数が、過去最高だった1月を4月20日時点で既に超えており、学校に関係するクラスター5件が今月に集中発生していることから、各校においても十分な対策を行っていただいているところではあります。下記により感染症対策に万全を期すようお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、地域ごとの活動制限等も検討することとしておりますので御承知おきください。

記

1 学校における基本的な感染症対策について

(1) 健康観察の徹底

- ① 体調チェックシート等により体調の確認を徹底すること。
- ② 体調が悪いときは、無理をせず療養すること。必要に応じて、かかりつけ医または受診・相談センターへ相談すること。
- ③ 体調不良時の対応について、迅速な報告を含め、校内体制の構築を図ること。

(2) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）について、適切な感染症対策が取られているか確認しながら実施すること。

(3) 学習活動においては、基本的にマスク着用を促し、マスク着用ができない活動の際は、身体的距離を確保すること。

(4) 生徒、教職員ともに、昼食時の感染リスクを考慮した対策を講じること。例えば、対面での飲食を避け、会話を控えることや、室内の換気にも注意すること。

(5) 陽性者やその家族に関わることについて、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。

(6) 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施すること。

2 部活動や対外的な交流について

(1) 感染拡大地域への遠征等は控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により往來する場合は、往來後2週間の健康観察を徹底すること。

(2) 健康観察を徹底し、体調が悪いときは無理をせず療養すること。また、体調不良者に対して、差別や偏見につながる発言や対応をしないこと。

(3) 活動後、下校時などの会食を控え、会話の際はマスクを着用すること。

(4) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施すること。

(5) 活動場所や備品等の清掃及び消毒を実施し、衛生的な環境を保持すること。

(6) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めること。

3 家庭における基本的な感染症対策について

(1) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行うこと。

(2) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を徹底すること。

(3) 家庭内の衛生環境の保持に努め、規則正しい生活を心がけること。

4 連絡体制について

(1) 家庭に対して、学校への速やかな連絡の協力を依頼すること。

(2) 保健所、担当課等への連絡体制を確認しておくこと。

(事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)